



丹篠選管第66号

令和2年5月18日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市選挙管理委員会

委員長 若狭 幹雄



定期監査結果報告に係る措置の状況について (報告)

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局  
丹波篠山市選挙管理委員会
- 2 監査の種別  
定期監査 (地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)
- 3 監査の期間  
令和元年8月29日～令和2年1月29日
- 4 措置の内容  
別紙のとおり

### 監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	選挙管理委員会事務局
対象事項	投票事務の適正執行について
指摘等内容	平成29年度執行の衆議院議員総選挙及び平成30年度執行の市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票について投票用紙の残数が1枚不明となる事態が発生している。以後の選挙においては、投票用紙の二重交付や誤交付を防ぐために投票用紙交付機や投票用紙交付整理機を増やす等、投票用紙の交付誤りは回避されているが、今後も、他市の先進的な取組事例を参考とすることや担当職員の研修を強化を図るなど投票事務の適正執行を図られたい。
改善措置通知日	令和2年5月18日 改善措置通知
改善措置内容	投票用紙の二重交付等の交付誤りの対策として、投票用紙交付機や投票用紙交付整理機の活用による設備面の整備に合わせて、投票所で実際に投票用紙を扱う職務代理者及び事務従事者に対する説明会等において、選挙事務の重要性を伝え、投票用紙の厳重な取扱いの徹底を依頼している。 平成30年度の市議会議員補欠選挙、令和元年度の参議院議員通常選挙、令和2年度の市議会議員選挙においては、投票用紙の交付誤りは無く、適正に行われているが、引き続き、他市の先進的な取組みを研究するとともに、投票用紙を取り扱う職員に対しての厳重な取扱いを徹底し、投票事務の適正執行を行う。
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>5</b> 月 <b>18</b> 日 改善措置公表

#### 【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。